

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月3日
【会社名】	大末建設株式会社
【英訳名】	DAISUE CONSTRUCTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 日 高 光 彰
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号
【電話番号】	(06)6121-7143
【事務連絡者氏名】	総務部長 三 宅 嘉 徳
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区新砂一丁目7番27号
【電話番号】	(03)5634-9011
【事務連絡者氏名】	総務部 次長兼東京総務課長 谷 智
【縦覧に供する場所】	大末建設株式会社 東京本店 (東京都江東区新砂一丁目7番27号) 大末建設株式会社 名古屋支店 (名古屋市北区域見通三丁目5番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年6月27日開催の当社第68回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

減少する資本金の額

資本金の額5,307,112,500円のうち982,615,263円を減少し、資本金の額を4,324,497,237円といたします。

資本金の額の減少の方法

発行済株式総数を変更せず、減少する資本金の額982,615,263円的全額をその他資本剰余金に振り替えます。

資本金の額の減少の効力発生日

平成26年8月1日

第2号議案 剰余金の処分の件

減少する剰余金の項目及び金額

その他資本剰余金 982,615,263円

増加する剰余金の項目及び金額

繰越利益剰余金 982,615,263円

剰余金の処分の効力発生日

平成26年8月1日

第3号議案 株式併合の件

併合する株式の割合

当社株式の発行済株式総数106,142,250株について、10株を1株の割合で併合いたします。

株式併合の効力発生日

平成26年8月1日

第4号議案 定款一部変更の件

(下線部分は変更箇所となります。)

変更前	変更後
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>222,467,750株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>42,456,900株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>附則 <u>第6条および第8条の規定の変更は、平成26年8月1日をもって効力を生じるものとする。</u> <u>なお、本附則は効力発生日の経をもってこれを削除する。</u></p>

第5号議案 取締役7名選任の件

取締役として、日高光彰、池本隆之、望月健吉、牟田園一仁、臼井 洋、郷右近英弘、神谷國廣の7氏を選任する。なお、神谷國廣氏は社外取締役であります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項		賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案		62,644	420	0	(注)1	可決(99.34%)
第2号議案		62,645	419	0	(注)1	可決(99.35%)
第3号議案		61,315	1,759	0	(注)2	可決(97.21%)
第4号議案		61,234	1,840	0	(注)2	可決(97.08%)
第5号議案	日高光彰	62,650	403	0	(注)1	可決(99.36%)
	池本隆之	62,683	370	0	(注)1	可決(99.41%)
	望月健吉	62,690	363	0	(注)1	可決(99.42%)
	牟田園一仁	62,678	375	0	(注)1	可決(99.41%)
	臼井 洋	62,688	365	0	(注)1	可決(99.42%)
	郷右近英弘	62,690	363	0	(注)1	可決(99.42%)
	神谷國廣	62,667	386	0	(注)1	可決(99.39%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛否の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上